

龍野市・新宮町・揖保川町・御津町合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、龍野市・新宮町・揖保川町・御津町合併協議会規約（以下「規約」という。）第11条第3項の規定に基づき、龍野市・新宮町・揖保川町・御津町合併協議会の会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 会議は、原則公開とする。ただし、議長は、出席委員の3分の2以上の賛同があるときは、これを公開しないことができるものとする。

2 会議の運営に関しては、公平かつ公正な協議の進行に努めるものとする。

(議長等の責務)

第3条 議長は、迅速かつ効率的な会議の運営に努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開閉等)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員が発言するときは、議長の許可を得なければならない。

(会議の進行)

第5条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、議長は、出席委員の3分の2以上の賛同をもって議事を進めることができる。

(傍聴)

第6条 会議は、傍聴することができる。

2 会議の傍聴については、議長が別に定める。

(会議録)

第7条 議長は、次に掲げる事項を記録した会議録を調製するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席委員等の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) その他議長が必要と認めた事項

(会議録署名委員)

第8条 議長は、開会に当たり、会議録に署名する会議録署名委員2名を指名するものとする。

(会議録の公開)

第9条 会議録及び会議に提出された文書は、原則公開とし、閲覧に供することにより行う。

2 前項の規定による閲覧の方法については、議長が別に定める。

(関係者の出席)

第10条 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又

は意見を聴くことができる。

(補則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 15 年 4 月 18 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 7 月 2 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 8 月 18 日から施行する。